

単位:円(税込み)

住宅の床面積等		長期使用構造等確認申請 手数料			型式認定を受けた場合の 手数料からの減算額 注)	製造者認定を受けた場合の 手数料からの減算額 注)	当センターに建築確認と併せて 申請を行った場合の減算額
一戸建ての住宅	200㎡以内	46,000			5,000	10,000	2,000
	200㎡ 超 500㎡以内	59,000			5,000	10,000	3,000
	500㎡ 超	見積もりとする			見積もりとする	見積もりとする	見積もりとする
		基本料金	戸当単価	計算式			
共同住宅等 (単位:㎡)	500㎡以内	58,000	16,000	58,000円 + M × 16,000円	12,000	24,000	4,000
	500㎡ 超 1,000㎡以内	72,000	16,000	72,000円 + M × 16,000円	20,000	39,000	5,000
	1,000㎡ 超 2,000㎡以内	139,000	16,000	139,000円 + M × 16,000円	38,000	76,000	10,000
	2,000㎡ 超 5,000㎡以内	220,000	16,000	220,000円 + M × 16,000円	67,000	134,000	23,000
	5,000㎡ 超 10,000㎡以内	278,000	16,000	278,000円 + M × 16,000円	113,000	225,000	36,000
	10,000㎡ 超 20,000㎡以内	443,000	16,000	443,000円 + M × 16,000円	170,000	340,000	36,000
	20,000㎡ 超 50,000㎡以内	908,000	16,000	908,000円 + M × 16,000円	206,000	412,000	36,000
	50,000㎡ 超	見積もりとする			見積もりとする	見積もりとする	見積もりとする

凡 例

M : 確認対象住戸

注). 上記減算額は、性能表示項目のうち、構造の安定に関すること、劣化の軽減に関すること及び温熱環境に関することの3項目の認定を受けている場合に適用する。
ただし、3項目のうち1項目毎に上記減算額の1/3(百の位を四捨五入する。)を減算できることとする。

- 第8条第2項の規定による変更確認申請又は第15条の規定による軽微変更該当証を申請する場合の手数料は、1回の変更又は証明につき上記料金表の1/2の額とする。ただし長期使用構造等確認申請を他機関で行っている場合は、上記料金表のとおりとする。
- 上記料金表は長期優良住宅認定申請(予定)者から長期使用構造等確認申請を引き受ける場合の料金です。長期優良住宅認定を所管行政庁に申請する際は、別途認定申請料がかかります。所管行政庁に認定申請を行う場合の認定申請料は、所管行政庁のホームページ等でご確認下さい。